

札幌市災害時物資供給検討会運営支援業務 公募型企画競争提案説明書

1 本説明書について

「札幌市災害時物資供給検討会運営支援業務」の委託先を選定するための公募型企画提案に関して、必要な事項を定める。

2 企画競争に付する事項

(1) 業務名

札幌市災害時物資供給検討会運営支援業務

(2) 背景及び目的

札幌市では、「札幌市避難場所基本計画」に基づき、地震及び洪水等の災害用の備蓄物資を保管する防災拠点倉庫について、豊平川を挟んだ東西2か所に設置している。

しかし、豊水拠点倉庫が浸水想定区域に位置していることや感染症対策の備蓄物資の増加等を考慮し、防災拠点倉庫の設置位置・箇所や必要面積等を検討し直す必要がある。

また、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、災害時の物資供給や輸送について、事業者団体と協定を締結しているものの、防災拠点倉庫や物資集積拠点から避難所への効率的な輸送や管理が困難となっている現状を確認した。

さらに、積雪寒冷地である札幌市においては、冬季に災害が起きた場合、豪雪、暴風雪及び低温等、他の季節とは異なる危険や問題が複合的に生じるため、冬季に発災した場合の物資供給や輸送について、事前対策を講じておく必要がある。

上記を踏まえて、本業務では、札幌市が設置する災害時物資供給に関する検討会の運営支援を行うとともに、供給体制に関する課題の調査を行う。

併せて、防災拠点倉庫の設置場所及び箇所数、施設の規模、効率的な在庫管理や輸送方法といった課題を整理し、新たな防災拠点倉庫の整備方針素案を作成するとともに、発災時に混乱することなく、救援物資等を迅速に避難所へ供給できるよう、物資集積・荷捌き・輸送方法等について、事業者と連携した物資供給マニュアル素案を作成するものである。

(3) 業務内容

別添「業務内容」のとおり

※ここで示す業務内容は、企画提案の参考となるよう暫定的に作成したものであり、正式な仕様書は、本市と契約候補者との協議により作成する。

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（金）まで

※債務負担行為に基づく複数年契約とする

(5) 予算規模

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではない。

※本業務に係る委託費は、令和5年第2回定例市議会において予算案として提出される予定であり、委託契約及び業務の執行は予算案の議決が条件となる。

3 参加資格

提案者は、令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「情報サービス、研究・調査企画サービス」、又は、令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者のうち、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (4) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年9月18日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 企画提案を求める事項

- (1) 災害時の新たな物資供給体制の検討について

ア 業務に取り組む上での視点

「2 企画競争に付する事項（2）背景及び目的」、別添「業務内容」、別紙「現行の物資供給体制」、関連計画・マニュアル、昨今の他自治体の動向等を踏まえ、提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等について記載する。

イ 札幌市災害時物資供給検討会の運営支援

実効性のある物資供給体制を築き、「防災拠点倉庫整備方針」「札幌市災害時物資供給マニュアル」を策定するため、検討会運営にあたり留意すべき事項、効果的な運営方法、開催内容、開催回数及び進め方等について記載する。

ウ 大規模災害時における災害時物資供給体制に関する課題の調査

整備予定の防災拠点倉庫及び既存の物資集積拠点を中心とした一体的な物資供給体制を構築するにあたっての検討手法、重視すべき視点や留意点について記載する。

エ 防災拠点倉庫整備方針素案の作成

既存の防災拠点倉庫の課題を踏まえ、実現可能な防災拠点倉庫整備方針を策定する上で重視すべきポイントや留意点について記載する。

オ 札幌市災害時物資供給マニュアル素案の作成

既存の災害時物資供給体制の課題を踏まえ、災害時においても活用可能なマニュアルを策定する上で重視すべきポイントや留意点について記載する。

- (2) 業務全体について

ア 業務スケジュール及び業務実施体制

履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制について、効果的な実施方法及び内容を記載する。

イ その他独自提案

本業務の目的を踏まえ、上記の他に効果的・効率的な実施内容があれば独自の提案として記載する。

5 参加手続きに関する事項

(1) 日程

企画提案の公募開始	令和5年6月19日(月)
質問書提出期限	令和5年6月26日(月) 12時必着
参加意向申出書提出期限	令和5年7月3日(月) 12時必着
企画提案書等提出期限	令和5年7月11日(火) 12時必着
一次審査(書類審査)	令和5年7月14日(金)【予定】
二次審査(ヒアリング)	令和5年7月21日(金)【予定】
提案者への選定結果の通知	令和5年7月下旬【予定】

(2) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式1) 1部

イ 企画提案書(自由様式)

正本) 表紙に提案者の社名を記載したもの 1部

副本) 表紙に提案者の社名が記載されていないもの 9部

※正本を除き、提案書の紙面には、会社名やロゴマーク等、提案者を特定できるものを記載しないこと。

※用紙サイズはA4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴ること。

ウ 参考見積書(自由様式) 1部

積算の詳細が分かるように内訳を記載すること。なお、企画提案が選定されたものとの契約額を確約するものではない。

(3) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記11の契約担当に提出すること。

(4) 提出期限

提出書類	提出期限
・参加意向申出書(様式1)	令和5年7月3日(月) 12時必着
・企画提案書(自由様式) ・参考見積書(自由様式)	令和5年7月11日(火) 12時必着

※郵送の場合は特定記録によること。

※持参する場合は、月曜から金曜(祝日を除く。)の9時から17時の間に行うこと。

(5) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用

に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(6) 注意事項

ア 企画提案は、提案者の資格要件を満たす1事業者あたり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の修正、追加、再提出は認めない。

オ 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本公募型企画競争の実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)

カ 業務従事者として記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

(7) 参考資料

ア 札幌市地域防災計画

<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/keikaku/keikaku.html>

イ 第4次地震被害想定

<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/higaisoutei/documents/dai4jisoutei.pdf>

ウ 札幌市避難場所基本計画

<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/documents/r4kihonkeikaku.pdf>

エ 避難所運営マニュアル

<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/hinanjyouneimanyuaru.html>

オ ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック (改訂版)

(令和5年3月 国土交通省総合政策局参事官(物流産業)室)

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001601847.pdf>

カ 札幌市内の災害危険個所図 (ハザードマップ)

https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro/hazardmap/hazardmap_index.html

キ 緊急輸送道路ネットワーク図

<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/kinkyuuyusoudouro.html>

6 問い合わせ

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、下記11の契約担当までFAX又は電子メールで送信すること。電話による質問は認めない。

電子メールのタイトルは「札幌市災害時物資供給検討会運営支援業務質問書」とし、

令和5年6月26日（月）12時まで受け付けるものとする。

(2) 回答

質問書による質問内容及びその回答は、令和5年6月27日（火）17時まで、札幌市危機管理局の公式ホームページにて随時公開する。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

7 選定方法

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「札幌市災害時物資供給検討会運営支援業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において審査する。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 提出書類に基づき、表1に示す評価基準表により、実施委員会委員の評価の合計点が高い順に通過者を決定する。なお、この一次審査の結果は二次審査には持ち越さない。

イ 最低評価基準点を満点の6割とし、最低評価基準点を超えた者を審査対象とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後速やかに提案者全員に書面にて通知する。

エ 一次審査の通過者は、実施委員会委員の評価の合計点の上位3位までの者とする。
なお、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。

(2) 二次審査

ア 一次審査を通過した提案者に対し、ヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細については別途通知する。

イ 提案者は、参加意向申出書（様式1）に記載された担当者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは、1企画提案者あたり25分以内（提案説明15分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの実施順については、実施委員会委員長が事前に決める。

オ 二次審査では、表1の評価基準表に基づき、最低評価基準点（満点の6割）を超えた提案者を対象として、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を入選者として選定する。

カ 提案説明の際、提案者がパソコンなどの電子機器を持ち込み、モニター等へ画像を表示することは可とする。その場合は、企画説明予定日の前日までに下記11の契約担当へ申し出ること。

キ 提案者が1者の場合、二次審査において実施委員会委員の評価の合計点数が最低評価基準点（満点の6割）を超えていれば入選者として選定する。

ク 実施委員会による採点が同点の場合は、実施委員会の協議により選定する。

ケ 二次審査の結果は、確定後速やかに二次審査対象の提案者に書面にて通知する。

(3) 委託の相手方の選定及び契約について

本業務は原則として入選者を契約候補者とし、その手続きに関しては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、入選者が「3 参加資格」を満たさなくなった場合は、契約しないことがある。入選者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する

場合がある。

表1 評価項目及び評価基準表

委員は、提案に対し、下記のとおり採点する。

評価の視点	配点
(1) 災害時の新たな物資供給体制の検討について	
ア 業務に取り組む上での視点 当該業務の考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。	10
イ 札幌市災害時物資供給検討会の運営支援 実効性のある物資供給体制を築くため、「防災拠点倉庫整備方針」や「札幌市災害時物資供給マニュアル」の策定に向けて議論する場として、検討会運営で重視すべきポイントや留意点が具体的かつ効果的なものであるか。	20
ウ 大規模災害時における災害時物資供給体制に関する課題の調査 整備予定の防災拠点倉庫及び既存の物資集積拠点を中心とした一体的な物資供給体制を構築するための検討手法等が具体的かつ効果的な取組の提案がなされているか。	20
エ 防災拠点倉庫整備方針素案の作成 既存の防災拠点倉庫の課題を踏まえ、実現可能な整備方針を策定する上で重視すべきポイントや留意点が具体的かつ妥当なものであるか。	15
オ 札幌市災害時物資供給マニュアル素案の作成 既存の災害時物資供給体制の課題を踏まえ、災害時において活用可能なマニュアルを策定する上で重視すべきポイントや留意点が具体的かつ妥当なものであるか。	15
(2) 業務全体について	
ア 業務スケジュール及び業務実施体制 検討会構成員が検討会で「防災拠点倉庫整備方針」及び「札幌市災害時物資供給マニュアル」を完成できるよう、柔軟な調整が可能なスケジュールとなっているか。 業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当技術者を配置したものであるか。	10
イ その他独自提案 独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、具体的かつ妥当なものとなっているか。	10
合計	100

8 失格事項

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなった場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった場合
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法及び記載方法等が、本提案説明書及び各様式で定めた内容に適合しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合

9 参加資格についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由等について書面により求めることができる。

10 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

11 契約担当

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階北

札幌市危機管理局危機管理部危機管理課 岡部、山口

Tel : 011-211-3062 Fax : 011-218-5115

【電子メールアドレス】 kiki_shien@city.sapporo.jp

【ホームページ】 <https://www.city.sapporo.jp/org/kikikanri/>

業務内容

1 業務名

札幌市災害時物資供給検討会運営支援業務

2 業務の背景・目的

札幌市では、「札幌市避難場所基本計画」に基づき、地震及び洪水等の災害用の備蓄物資を保管する防災拠点倉庫について、豊平川を挟んだ東西2か所に設置している。

しかし、豊水拠点倉庫が浸水想定区域に位置していることや感染症対策の備蓄物資の増加等を考慮し、防災拠点倉庫の設置位置・箇所や必要面積等を検討し直す必要がある。

また、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、災害時の物資供給や輸送について、事業者団体と協定を締結しているものの、防災拠点倉庫や物資集積拠点から避難所への効率的な輸送や管理が困難となっている現状を確認した。

さらに、積雪寒冷地である札幌市においては、冬季に災害が起きた場合、豪雪、暴風雪及び低温等、他の季節とは異なる危険や問題が複合的に生じるため、冬季に発災した場合の物資供給や輸送について、事前対策を講じておく必要がある。

上記を踏まえて、本業務では、札幌市が設置する災害時物資供給に関する検討会の運営支援を行うとともに、供給体制に関する課題の調査を行う。

併せて、防災拠点倉庫の設置場所及び箇所数、施設の規模、効率的な在庫管理や輸送方法といった課題を整理し、新たな防災拠点倉庫の整備方針素案を作成するとともに、発災時に混乱することなく、救援物資等を迅速に避難所へ供給できるよう、物資集積・荷捌き・輸送方法等について、事業者と連携した物資供給マニュアル素案を作成するものである。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※債務負担行為に基づく複数年契約とする

4 管理技術者等

(1) 乙は、本業務を実施するにあたって管理技術者及び担当技術者（以下「技術者等」という。）を定め、その氏名を甲に報告するものとする。また、技術者等を変更したときも同様とする。

(2) 管理技術者は、本業務の計画を立案し、管理統括を行うこととする。

(3) 管理技術者は、防災業務に精通した実務経験の豊かなもの及び物流に関する業務に実績を有するものを配置することとする。

5 業務内容

以下については、本業務の概要を示すものであり、業務の実施に際し、委託者と受託者
とで十分に打合せを行うこと。

また、別紙「現行の物資供給体制について」を参考に、課題の整理や分析、情報収集等
を行うこと。

なお、受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費以外の経費（印刷製本費、複
写費、交通費、通信費、消耗品費等）は、本業務委託料に含むものとする。

(1) 札幌市災害時物資供給検討会の運営支援

学識経験者、物流事業者、小売事業者、業界団体、関係行政機関、道路管理者等の構
成員からなる「札幌市災害時物資供給検討会」の運営支援（資料作成及び説明、議事概
要作成、各構成員との調整等）を行う。

会議の開催回数は2か年で合計6～8回程度を予定しており、開催場所の確保とそ
れに伴う費用及び検討会委員への謝礼金については委託者が負担するものとする。ま
た、会議については、必要に応じて、事前に実務者レベルの幹事会（検討会の開催に先
立ち、詳細な議論を行うための会議）を行うこととする。

また、「札幌市災害時物資供給検討会」の開催にあたっては、ヒアリング、資料作成
及び説明、議事録作成、各構成員との調整等を行うとともに、必要に応じて受託者自ら
調査やデータの収集を行うこと。

各構成員に対しては、個別に検討会及び幹事会参加に関する調整を行うとともに、資
料作成にあたりヒアリングを実施する場合は、基本的に受託者が単独で行う。ただし、
委託者及び受託者の協議の上、委託者の同席が望ましいと判断する場合はこの限りで
はない。

なお、構成員とその連絡先については、契約締結後、委託者から提供する。

※25者程度

(2) 大規模災害時における災害時物資供給体制に関する課題の調査

受託者は、「札幌市災害時物資供給検討会」の運営に併せ、平時の備蓄物資管理のス
マート化、災害時の効率的かつ迅速な避難所への備蓄物資の配送の実現等を目的とし、
整備予定の防災拠点倉庫及び既存の物資集積拠点（札幌ドーム、つどーむ、農試公園ツ
インキャップ）を中心とした一体的な物資供給体制を構築するために必要な課題の調
査等を実施する。

【想定される作業項目】

- ア 緊急物資供給体制の現状と課題の整理
- イ 効率的な緊急物資供給体制の調査
- ウ 物資拠点（防災拠点倉庫、物資集積拠点）の運用方法の調査
- エ 民間事業者との災害時役割分担の整理

- オ 在宅避難者への物資供給体制の整理
- カ 類似事例の収集
- キ その他、受託者において必要と見込む項目

(3) 防災拠点倉庫整備方針素案の作成

(1)の検討会における検討結果をもとに、受託者は、下記項目に従い、検討会での意見を取りまとめるたたき台となる「防災拠点倉庫整備方針」素案を作成する。

また、受託者は、調査に用いた根拠となる情報（委託者からの条件を除く。）について、委託者及び委託者に関係する各課に対して明示し、妥当性に係る確認を受けるものとする。

作成に係る条件の詳細については、本業務の契約締結後において委託者より受託者に提示する。

【想定される作業項目】

- ア 設置箇所
- イ 施設規模
- ウ 施設整備要件
- エ 設置管理手法
- オ 事業手法
- カ 整備スケジュール及び概算事業費
- キ 備蓄物資の管理・運用方法
- ク 財源計画
- ケ その他委託者または受託者において必要と見込む事項

(4) 札幌市災害時物資供給マニュアル素案の作成

上記(2)～(3)の調査結果を踏まえ、国等からの救援物資や個人・法人からの義援物資を迅速に避難所へ供給できることを目的として、各構成員が災害時に使用する「札幌市物資供給マニュアル」素案を作成する。

なお、マニュアルは、「札幌市地域防災計画」や「札幌市避難場所基本計画」と整合のとれたものとし、災害時における関係主体のスムーズな情報伝達や被災者のニーズの的確な把握、円滑な物資の受入・配分計画・輸送手段等をまとめるとともに、物資拠点における物資の配置、車両の動線、人員を含み、関係する全主体が活用できるものとする。

また、当該マニュアルをもとに、各主体において、個別のマニュアルを作成することが可能なものとする。

6 提出書類

(1) 着手時

- ア 業務計画書
- イ 業務工程表
- ウ 着手届
- エ 業務責任者届
- オ 管理技術者等届

(2) 完了時

- ア 業務完了届

(ア) 令和5年度

下記(3)成果品の防災拠点倉庫整備方針案及び札幌市災害時物資供給検討会運営支援業務中間報告書とともに提出

(イ) 令和6年度

下記(3)成果品の札幌市災害時物資供給検討会運営支援業務結果報告書とともに提出

- イ 引渡書(納品書)

- ウ 請求書

(3) 成果品

- ア 令和5年度

- ・防災拠点倉庫整備方針素案
- ・札幌市災害時物資供給検討会運営支援業務中間報告書
- ※納期限 令和6年2月28日

- イ 令和6年度

- ・札幌市災害時物資供給マニュアル素案
- ※納期限 令和6年7月31日
- ・札幌市災害時物資供給検討会運営支援業務結果報告書
- 業務の経過、結果を取りまとめた報告書を作成する
- ※納期限 令和7年2月28日

- ウ 随時

- ・各項において受託者が作成した資料等一式
- ・本業務に関して受託者が調査・取得した資料等一式
- ・「札幌市災害時物資供給検討会」議事概要一式
- ・打合せ記録書一式
- ・その他委託者より指示のあった資料等
- ・上記の原稿、データ等を収録した記憶媒体(DVD-ROM等)

7 委託料の支払い

市は、各年度において、完了届及び成果品の提出を確認した後、支払請求書を受理したときは、請求があった日から起算して30日以内に年度ごと一括して委託料を支払うも

のとする。

なお、年度ごとの支払額は業務の進捗状況に応じて支払うものとし、詳細については、委託者と契約時に別途協議を行うこと。

8 その他

- (1) 契約締結後、速やかに委託者と業務内容等の確認を行うこと。また、委託者の求めに応じて、業務に係る会議及び打合せ等に同席すること。
- (2) 本業務の履行については、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、下記の環境負荷の低減に努めること。
 - ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。
 - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
 - エ 自動車等を使用する場合には、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施等環境に配慮した運転を心がけること。
 - オ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (3) 本業務において知り得た内容については、外部に漏洩しないこと。
- (4) 業務内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上、決定し業務を遂行すること。
- (5) 成果品に関する権利は全て札幌市に帰属すること。
- (6) 前各号に掲げる以外の事項については、その都度、委託者と協議すること。

9 担当課

札幌市危機管理局危機管理部危機管理課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階北)

避難支援担当 岡部、山口

TEL : 011-211-3062 / FAX : 011-218-5115

現行の物資供給体制について

1 備蓄物資について

発災直後に必要となる食糧や飲料水等は、札幌市地域防災計画のとおり、発災後3日間分の家庭内備蓄による調達を基本とし、札幌市では、北海道胆振東部地震における経験や過去の災害の教訓を踏まえ、流通備蓄が指定避難所（基幹）に到達するまでの約48時間以内に必要不可欠となる備蓄物資について、最大想定避難者89,912人を基準として整備している。

また、食糧、紙おむつ、生理用品等の生活必需品については、避難所以外の場所に滞在する被災者を考慮した最大食糧需要量である108,000人に対して、1人あたり約48時間分を目途に備蓄を行うこととしている。

2 備蓄物資の配置場所について

(1) 指定避難所（基幹）内備蓄庫

市内の小中学校及び各区体育館等306カ所の指定避難所（基幹）内の備蓄庫に、発災直後から必要となる食糧や防寒用具など、初期に必要な不可欠となる備蓄物資を備蓄している。

(2) 防災拠点倉庫

市内2カ所（豊平川の以東と以西）に配置をしている。

表1 防災拠点倉庫の整備状況

倉庫名	住所	専有面積
豊水拠点倉庫	中央区南8条西2丁目	約800㎡
菊水拠点倉庫	白石区菊水1条3丁目	約1,050㎡

3 備蓄物資の配置方針について

札幌市第4次地震被害想定では、市内全域で最大被害となるのは月寒断層によるものと想定しているため、各避難所にて保管している備蓄物資の数量についても、月寒断層による被害想定を根拠としている。

また、西札幌断層により発災した場合、市域西側に備蓄物資の不足が生じることから、防災拠点倉庫に備蓄物資を2割程度配置することで、被害が少ない地域の指定避難所（基幹）から備蓄物資を回収することなく、被害甚大地域の指定避難所（基幹）や指定避難所（地域）等へ速やかに供給できる体制としている。

4 流通備蓄について

災害時は、流通システムが停止することから、発災後、いち早く避難所等に滞在する被災者に物資を供給するため、小売事業者、製造事業者及び輸送事業者等との協定締結を推進している。流通備蓄及び輸送関連の協定については、令和5年4月現在、約25者と協定を締結している。

5 物資集積拠点について

災害時、救援物資等の供給要請を行う場合は、必要な品目の特定や物資の受入に関

するルールを設定し、プッシュ型、プル型など国に要請を行う。要請により届く物資は、物資集積拠点（札幌ドーム、つどーむ、農試公園ツインキャップ）等に保管し、市災害対策本部からの指令により、各避難所等へ供給を行う。

6 物資供給フローについて

札幌市では、最大食糧需要量の約 48 時間分の食糧や生活用品を備蓄しているため、まずはこれらを避難所で提供した上で、不足分については、各事業者との協定による流通備蓄や国からのプッシュ型支援などを活用し、物資の供給を行うこととしている。

表 2 災害時の物資供給フロー

発災からの時間	対策の目標	主な対策	国の対応
24 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 市が備蓄している食糧や生活必需品を避難所で提供する。 食糧は 2 日 6 食分 備蓄庫に保管している物資で対応する他、不足分は拠点倉庫から輸送 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。 協定各社へ物資を発注し、物資輸送を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> プッシュ型支援の実施決定 物資関係省庁による調達の開始
24 時間以降		<ul style="list-style-type: none"> 食糧、生活必需品等を避難所に供給する。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸送手段の確保 調達物資の輸送開始
72 時間以降	<ul style="list-style-type: none"> 避難所のニーズに応じて、食糧、生活必需品等の供給を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所でのニーズを調査する。 国や他市町村、民間からの義援物資を受け入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の物資集積拠点まで物資を輸送

7 物資供給に関する課題について

(1) 指定避難所（基幹）

ア 在庫管理の複雑化

物資増強により、数量把握、使用不能な資機材等の点検といった在庫管理が年々複雑化している。また、数量の管理はエクセルで行っている（物資入替があるたび手入力）ものの、消費期限や使用期限の一元管理ができておらず、効率的なシステム運用が必要である。

イ 備蓄庫内の空きスペース

新型コロナウイルス感染症対策で物資増強を進めていることなどに伴い、備蓄庫内の空きスペースが僅少になっている避難所が多い。

防災拠点倉庫の拡充や流通在庫の活用（小売企業から取り置き）などにより、物資管理体制を見直す必要がある。

(2) 防災拠点倉庫

ア 災害時の運用

災害時の物資供給や輸送に関する協定は民間企業等と締結しているものの、各

関係者の役割分担が明確になっておらず、防災拠点倉庫や物資集積拠点から避難所への効率的な輸送や管理が困難となっている。

クラウドシステムの活用も含め、避難所までのラストマイル輸送を達成するため、物流専門家との連携が必要である。

イ 管理体制

災害時は、物資の荷受けや荷捌き等のため、倉庫で職員が対応することとなるが、一方で災害対策本部での業務もあり人員不足となる。このため、民間の協力やノウハウを活用した倉庫管理が必要。

ウ 立地

豊水拠点倉庫は浸水想定区域内に立地しており、菊水拠点倉庫についても浸水想定区域から近傍な位置にある。

このため、大規模な洪水発生時は拠点倉庫の使用が不可能になる可能性が考えられる。

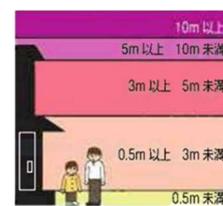
図1 防災拠点倉庫の立地



豊水拠点倉庫

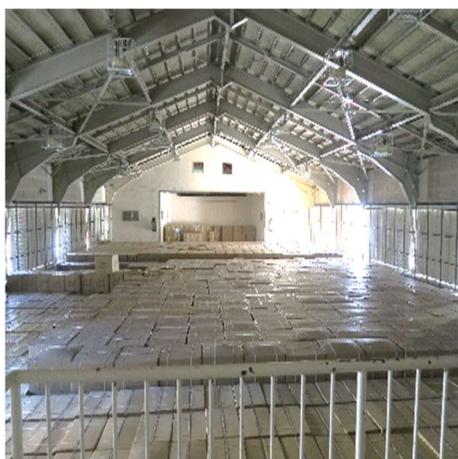


菊水拠点倉庫



エ 物資の保管方法

防災拠点倉庫は、倉庫機能を有していない廃止した公共施設を利活用しているため、災害時における物資の荷受けや荷捌き等を行うには極めて非現実的な状況である。また、現在、物資は床に直積みで保管しているため、荷崩れや荷重に耐えられない可能性もある。



豊水拠点倉庫



菊水拠点倉庫